

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言については、国による感染状況を含む分析・評価が行われ、5月25日に全ての地域で解除されました。

本県においては、県民の皆様、企業の皆様のご協力により、5月6日以降の感染は確認されていませんが、緊急事態宣言が解除されても、未だ感染が発生している地域があり、感染が終息したわけではありません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、ここで気を緩めることなく、引き続き、感染拡大防止に取り組んでいく必要があります。

県民の皆様、企業の皆様には、再び感染を拡大させないよう、また、社会経済活動の回復に向け、以下の取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- ◎ 新たな感染が連日確認されている北九州市については、当面、通勤・通学・通院など生活に必要なものを除き、不要不急の移動を控えてください。
やむを得ず移動する場合も、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県については、以下の期間、不要不急の移動は慎重に検討いただき、極力控えてください。
 - ・大阪府、京都府、兵庫県（6月11日まで）
 - ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道（6月18日まで）
- ◎ 県をまたぐ移動については、5月末まで自粛をお願いしますが、6月からは、県をまたぐ移動の際には、本県の情報はもちろん、移動先の地域が提供している情報も確認し、感染予防に努めてください。
- ◎ 企業の皆様におかれては、5月21日以降に緊急事態宣言が解除された8都道府県及び感染拡大が懸念される北九州市への出張は、上記の期間、慎重に判断いただくとともに、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議の活用など、人との接触を低減する取組を進めてください。
また、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための適切な対策の徹底をお願いします。
- ◎ 皆様お一人おひとりが、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避け、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

令和2年5月29日

山口県知事 村岡 嗣 政